

くまもと 3D 連携コンソーシアム 会則

(名称)

第 1 条 本コンソーシアムは「くまもと 3D 連携コンソーシアム」と称する。

(事務局)

第 2 条 本コンソーシアムの事務局は、国立大学法人熊本大学に置く。

(事務局の補佐)

第 3 条 熊本県は国立大学熊本大学が行う本コンソーシアム事務局の運営を補佐する。

(目的)

第 4 条 本コンソーシアムは熊本県企業が、三次元積層実装を中心とした技術について学ぶとともに、将来の半導体事業を構想した三次元積層実装の研究開発を推進し、10 年以内に熊本県内に三次元積層実装産業創出を目指すことを目的とする。

(事業)

第 5 条 本コンソーシアムは前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- (1) コーディネーター、アドバイザー等による三次元積層実装を中心とした技術に関する研究開発に向けた会員間のマッチング支援
- (2) 三次元積層実装を中心とした技術に関する最新情報収集
- (3) 年 1 回のくまもと 3D 連携コンソーシアム総会の開催
- (4) 三次元積層実装技術に関する勉強会、セミナーの開催
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第 6 条 本コンソーシアムに次の会員を置く。

- (1) 企業会員：民間機関等の法人及び個人事業主等
- (2) 学術会員：学術研究機関等の法人又は個人。なお、個人の場合は常勤正規職員に限る。
- (3) オブザーバー：行政機関、金融機関

2 企業会員は三次元積層実装技術を使用した産業を設立・実装を目指す企業であり、かつ次の各号のいずれかを満たすこと

- (1) 熊本県内に本社・事業所がある法人
- (2) 熊本県内企業と取引がある法人で、当該熊本県内企業から参加を推薦された熊本県外法人
- (3) (1)、(2)以外で、三次元積層実装の実用に貢献が期待される等、運営委員会にて参加が認められた法人又は個人事業主等

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、運営委員会で承認を得て会員になることができる。

(退会)

第 8 条 会員は退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名・復権)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意に基づいて除名することができる。この場合において、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本コンソーシアムの会則又は総会の議決に違反したとき

- (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(役員と選任)

第 10 条 本コンソーシアムには次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 運営委員 若干名
- 2 役員の選出は総会の議決によるものとする。
 - 3 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 4 会長は本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、これに事故があったときや欠席の時にはその職務を代行する。運営委員は、会長・副会長を補佐し、コンソーシアムの活動や運営に対し企画等を提案し、実施する。

(総会)

第 11 条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- (1) 役員の選任に関する事
 - (2) 本コンソーシアムの事業計画
 - (3) 本コンソーシアムの事業報告
 - (4) 会則の変更
 - (5) 事業開始から 10 年目の時期のみにおいては、本コンソーシアムの今後の方向性検討
 - (6) その他会長が特に必要と認める事項
- 2 総会は、年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
 - 3 総会は、オブザーバーを除く総会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
 - 4 総会の議長は会長が務める。
 - 5 総会は、必要に応じ書面又は電子メール等による開催とすることができる。
 - 6 総会の議決は、第 16 条に定める事項を除き、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(運営委員会)

第 12 条 本コンソーシアムには運営委員会を置く。運営委員会は、本コンソーシアムの役員をもって構成し、次の活動を行う。

- (1) 本コンソーシアム事業の企画・計画・実施
 - (2) 総会の企画・開催
 - (3) 役員選任の提案
 - (4) 会員の承認
 - (5) 会則変更の提案
 - (6) その他会長が必要と認める事項
- 2 運営委員会には、役員以外に会長が指名する会員（若干名）も参加することができる。
 - 3 運営委員会は、月 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
 - 4 運営委員会は、役員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
 - 5 運営委員会には、事務局、熊本県及び熊本県が委嘱するくまもと産業支援財団が陪席できる。
 - 6 運営委員会は、必要に応じ書面又は電子メール等による開催とすることができる。

(年会費)

第 13 条 本コンソーシアムの会費は、当面の間徴収しないこととする。ただし、今後、会費徴収の必要が生じた際は、別途総会における決議のうえ定めるものとする。

(部会)

第 14 条 本コンソーシアムには、三次元積層実装を中心とした技術分野において、特定のテーマに関して部会を設置することができる。部会には、コンソーシアム会員から選出した部会長を置く。部会では部会員向けに特定分野に関する情報交換や勉強会を開催する。なお、部会の設置手順・解散手順及び部会員の募集方法・認定方法については別途定める。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 本コンソーシアムの役員及び会員（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜団体、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会・活動する者でないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて役員又は会員の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 役員又は会員が、次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告なしに書面による通知を持って本コンソーシアムから除名することができる。

(1) 前項第一号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項第二号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第三号の確約に反する行為をした場合

3 前項により除名されたことにより損害が生じたとしても、本コンソーシアム及び本コンソーシアムに所属する役員・会員は一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解散)

第 16 条 本コンソーシアムは以下の場合、解散する。

(1) 第 4 条の目標を達成し、会員の 3 分の 2 以上の同意を得た場合。

(2) 会員の 3 分の 2 以上が解散に同意した場合。

2 事業開始から 10 年目の中期において、本コンソーシアムの活動を総括して評価を行う。その結果を基に総会にて議論を行い、出席者の過半数の同意により本コンソーシアムの継続または解散を決定する。

(設立年月日)

第 17 条 本コンソーシアムの設立年月日は令和 5 年 4 月 14 日とする。

(附則)

1. この会則は 令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

2. この会則の一部を改訂し、令和 6 年 7 月 17 日から実施する。